

令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議会議録

第1日（令和5年9月11日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第6号 専決処分した事件の報告について（令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について）

議案第41号 令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について

議案第42号 令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第43号 令和5年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第44号 令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）について

議案第45号 令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第46号 令和4年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 令和4年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 令和4年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 土佐清水市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

議案第54号 土佐清水市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 土佐清水市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 11人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 新谷英生君 | 2番 | 形岡弘士君 |
| 3番 | 弘田条君 | 4番 | 武政健三君 |
| 5番 | 山崎誠一君 | 6番 | 吉村政朗君 |
| 7番 | 作田喜秋君 | 8番 | 岡本詠君 |
| 10番 | 前田晃君 | 11番 | 浅尾公厚君 |
| 12番 | 永野裕夫君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 坂本 久恵 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 主 幹 | 濱崎 桃子 君 |
| 主 幹 | 岡崎 末意 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 市長職務代理者     | 磯脇 堂三 君 | 会計管理者兼    | 井上 美樹 君 |
| 副市長         |         | 会計課長      |         |
| 税務課長兼       | 谷崎 清 君  | 企画財政課長    | 横山 英幸 君 |
| 固定資産評価      |         |           |         |
| 総務課長(併)     | 東 直能 君  | 危機管理課長    | 吉永 敏之 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 |         |           |         |
| 消 防 長       | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼 | 中村 浩司 君 |
|             |         | 消 防 署 長   |         |

|                         |         |                      |         |
|-------------------------|---------|----------------------|---------|
| 健康推進課長                  | 竹池 亮 君  | 福祉事務所長               | 岡田 哲治 君 |
| 市民課長                    | 岡田 旭生 君 | まちづくり対策課長補佐          | 山本 忠臣 君 |
| 観光商工課長                  | 酒井 満 君  | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 |
| 水道課長                    | 山本 実 君  | じんけん課長               | 窪内 研介 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 畑山 正王 君 | 教 育 長                | 岡崎 哲也 君 |
| こども未来課長                 | 中津 恵子 君 | 生涯学習課長               | 西原 貴樹 君 |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 田村 五鈴 君 |                      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時26分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

9月第2回会議の審議期間につきましては、議会運営委員会で御審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、弘田条君。

（議会運営委員会委員長 弘田 条君登壇）

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） おはようございます。

ただいま議題となっております9月第2回会議の審議期間につきましては、9月4日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から10月3日までの23日間と決定いたしました。

審議期間中の日程として、本日は、審議期間の決定、議案上程の後、市長の提案理由説明及び所管課長等による内容説明を行います。

また、9月19日は議案に対する質疑及び一般質問、翌20日及び21日は、一般質問を行います。

22日は予算決算常任委員会及び議会運営委員会を開催。

25日は総務文教常任委員会を開催。

26日及び27日は予算決算常任委員会を開催。

最終日、10月3日に本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑及び討論並びに採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（作田喜秋君） お諮りいたします。

9月第2回会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から10月3日までの23日間といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、9月第2回会議の審議期間は、本日から10月3日までの23日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番浅尾公厚君、1番新谷英生君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長 早川 聡君登壇）

○議会事務局長（早川 聡君） おはようございます。

6月会議散会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況について御報告いたします。

総務文教常任委員会は2回開催し、7月14日には市内小学校におけるセクハラ問題について報告を受けました。

議会運営委員会は4回開催し、9月4日には9月第2回会議の日程等について協議を行いました。

また、議会だより編集委員会を2回開催し、9月1日に議会だより第126号を発行いたしました。

また、全員協議会は3回開催し、7月19日には今ノ山風力発電事業等についての説明を受けました。

次に、本市への行政視察について申し上げます。

7月20日、香美市議会議会運営委員会一行9名が、「2常任委員会制度の導入及び議会運

営について」の調査のため来局いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

7月10日、高知市議会正副議長が就任挨拶のため来局。

7月13日、ジョン万次郎NHK大河ドラマ化実現実行委員会が開催され、副議長が出席。

7月14日、幡多6市町村議長懇談会が四万十市で開催され、副議長及び事務局長が出席。

7月21日、第73回「社会を明るくする運動」土佐清水市推進委員会等が開催され、副議長が出席。

7月25日、県道中村宿毛線整備促進期成同盟会総会が、大月町で開催され、副議長が出席。

7月29日、県道中村宿毛線亀ノ川・下切バイパス開通式典が三原村で開催され、副議長が出席。

7月31日、四国横断自動車道高知県建設促進期成会による四国地方整備局要望活動が高松市で開催され、副議長が出席。

8月7日、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会定期総会が四万十市で開催され、副議長及び総務文教常任委員会委員長が出席。

8月21日、国道321号改良促進期成同盟会総会が、本市で開催され、副議長及び産業厚生常任委員会正副委員長が出席。

8月24日、第143回高知県市議会議長会臨時総会が、四万十市で開催され、副議長が出席。

8月28日、令和5年定例会8月会議、また、9月4日、令和5年定例会9月会議が開催されましたことは御承知のとおりであります。

9月6日及び8日、幡多5市町村議会正副議長へ正副議長が就任挨拶のため、各議会事務局へ訪問いたしました。

次に、報告書等の提出についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく、教育委員会の点検・評価報告書が8月7日に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項等に基づく、健全化判断比率等報告書が8月29日に、地方自治法第243条の3第2項に基づく、土佐清水食品株式会社の令和4年度決算報告書（第8期）並びに令和5年度事業方針及び予算（第9期）が同じく8月29日に、それぞれ議長に提出されましたので、本日、皆様に配付をいたしました。

次に、令和4年度決算に関する意見書等の提出についてであります。

令和4年度土佐清水市水道事業会計決算審査意見書、土佐清水市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書等が提出されておりますので、皆様に配付をしております。

次に、休会中の議員派遣について御報告いたします。

7月27日、令和4年度市町村議会議員研修に弘田条議員及び武政健三議員が、また、さきに報告いたしました、8月7日開催の土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会定期総会に総務文教常任委員会委員長が、8月21日開催の国道321号改良促進期成同盟会総会に産業厚生常任委員会正副委員長が派遣をされております。

次に、提出議案について申し上げます。

9月第2回会議に提出されております案件は、報告第6号「専決処分した事件の報告について（令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について）」の報告1件及び議案第41号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第56号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案16件の計17件であります。

これらの案件名につきましては、議案つづりのとおりでありますので、省略させていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（作田喜秋君） 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出、報告第6号「専決処分した事件の報告について（令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について）」の報告1件及び議案第41号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第56号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案16件、計17件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者 副市長。

（市長職務代理者 副市長 磯脇堂三君登壇）

○市長職務代理者 副市長（磯脇堂三君） おはようございます。

本日ここに、令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、令和5年度補正予算案をはじめとする提出議案等について御説明申し上げ、議員の皆様をはじめ、市民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます。

泥谷光信市長が9月5日付で辞職されました。改めまして、泥谷市長の2期半、10年3か月にわたり市政発展に御尽力されたことに対しまして、深く感謝申し上げます。

泥谷市長は、市職員として、昭和57年4月に採用された後、産業振興課長などを歴任され、平成25年6月8日の市長就任以降、一貫して五つの基本政策を柱とする公約を掲げ、その着実な実現に向け、全力で取り組んでまいりました。

本日は、この場をお借りいたしまして、泥谷市政、約10年間の総括について、簡単に報告させていただきます。

まず、一つ目の「子どもは宝」についてであります。

保育園の高台移転や清水小学校の改築、市役所本庁舎の耐震化など、南海トラフ地震から命を守る教育環境を推進するとともに、平成30年度には、給食センターを整備し、学校給食を開始されました。

また、保育所及び幼稚園の保育料等を完全無償化したほか、子育てに係る助成支援や県下市で初めてとなる高校卒業までの医療費無料化を拡充するなど、子育て環境の充実を図り、地域の宝である子供たちが元気に育ち、学べる環境整備に努めてまいりました。

次に、二つ目の「若者は希望」についてであります。

本市の伝統産業である宗田節加工業を核とした、メジカ産業再生プロジェクト推進事業により、地場産業の魅力を積極的に発信し、事業継続や雇用対策につながる取組を進めてまいりました。

また、令和3年度には、日本ジオパーク委員会から日本ジオパークとして認定を受けたほか、竜串エリアの再整備など、地域活性化に向けた取組を積極的に推進してまいりました。

さらに、四国初の取組となるデジタル地域通貨「めじか」を、令和2年10月に導入し、地域経済の活性化に大きく寄与されました。

次に、三つ目の「お年寄り誇り」についてであります。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる支援体制の構築に向け、生活に必要不可欠な移動手段であるデマンド交通をはじめ、公共交通空白地有償運送の運行を開始したほか、高齢者福祉に関する補助金の創設や介護人材の確保等を推進してまいりました。

また、高齢者の集いや通いの場として利用される地区の集会所等を、平成27年度から順次、耐震補強や改修を行い、これまでに市内32か所の整備を完了しております。

次に、四つ目の「命を守る」についてであります。

防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式へ移行するとともに、保育所の高台移転や津波避難路の整備、防災関連の補助金創設など、地域住民の皆様と連携を図りながら、命を守る取組を進めてまいりました。あわせて、防災拠点施設の整備や物資配送拠点施設、ヘリポート整備などについても実施しております。

平成13年9月6日に発生した高知県西南豪雨災害の記憶を風化させることなく、今後、必ず発生すると言われる南海トラフ巨大地震や近年頻発する豪雨等の自然災害に備え、市民の大切な命を守るため危機管理課を設置し、災害に強いまちづくりを目指し、様々な取組を進めてまいりました。

次に、五つ目の「絆は力」についてであります。

移住相談窓口や移住者の受入れ体制の強化など、移住促進の取組を積極的に進めながら、地域おこし協力隊の制度も活用し、地域活性化の推進や定住につながる人口増へとつなげてまいりました。

また、集楽活動センター下川口家の開所や市内全域における光ファイバー網の整備など、高齢者の生きがいづくりや地域で安心して住み続ける仕組みづくりを進め、活気に満ちた、魅力あふれる土佐清水市を目指し、市民と協働したまちづくりを進めてまいりました。

以上、五つの政策に基づくそれぞれの施策や事業について、地域住民や各関係機関の皆様と連携しながら、効果的、積極的に取組を進め、これまでの約10年間を総括しますと、公約はほぼ達成されたものと思います。改めまして、この間の取組に対しまして敬意と感謝を申し上げます。

泥谷市長が辞職された後は、地方自治法の規定に基づき、新しい市長が選任されるまでの間、私が職務代理人として、市長の職務を代理させていただいております。市政を円滑に運営することが、私たち職員の責務でありますので、引き続き、市民サービスの低下を招かぬよう、職員一丸となり、市民の皆様のため全力で職務に当たってまいりますので、議員の皆様におかれましても、御理解、御協力をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

さて、9月に入り、本格的な台風シーズンを迎えました。先の7月28日に発生した台風6号では、当初、8月初旬には沖縄周辺を通り、中国大陸に進むとされていた予報が、高気圧の壁に行き先を阻まれ、一旦通過した沖縄・奄美地方へ再びUターンするなど、異例の進路をたどりながら右往左往し、14日間も長期間にわたり停滞、迷走を続けました。気象の専門家でさえも的確な進路予報が難しい状態であったことから、改めて自然の脅威や事前の備えの大切さを痛感した次第であります。

幸いにも、本市には大きな被害はありませんでしたが、沖縄地方や九州南部など西日本では、長引く台風の影響から、停電や浸水害等の大きな被害が発生し、県中部においても、線状降水帯の発生に伴う土砂流出や倒木など、広い範囲で大きな被害が発生いたしました。さらにその後、近畿地方を縦断するよう北上した台風7号や熱帯低気圧の影響で、大雨や強風により、人的被害や住宅被害が相次ぐなど、各地で大きな被害をもたらしました。このたびの災害により、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りするとともに、被災した皆様に対し、心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

本市におきましても、地震や豪雨等の自然災害に備え、さらなる防災体制の強化に努めていく所存であります。議員各位におかれましても一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、毎年恒例の夏季大学講座についてであります。

夏季大学講座は、市民の生涯学習の場として、豊かで生きがいのある郷土づくりの実現と市民生活の向上を図るため、昭和41年にスタートしました。毎年、国際情勢や生き方、防災、人権、健康など幅広いテーマの中から各分野の著名な講師をお招きし、開催しております。

本年度も、タレントの堀ちえみさんを皮切りに、ジャーナリストの辺真一さん、作家の夢枕獏さんを講師陣としてお招きし、第56回目となる講座を開催し、市内外から多くの方が受講されました。各講座とも、受講者の知的好奇心を満たす大変興味深いもので、これからの人生をより豊かに過ごすヒントを与えてくれたのではないかと存じます。

中でも、最終日に登壇された作家の夢枕獏さんは、2年越しの企画がようやく実現した念願の講演となりました。夢枕さんは、陰陽師などの作品で知られ、映画化やドラマ化された作品も数多く存在する人気の作家であります。このたびの講座では「ジョン万と清水の魅力を語る」と題し、高知新聞など7紙で連載、書籍化された、ジョン万次郎を語り手とした長編小説「白鯨 MOBY-DICK (モービィ・ディック)」に関する講演を行っていただきました。なお、貴重な直筆原稿は、2年前、市に寄贈していただき、現在はジョン万次郎資料館にて展示、公開しております。

次に、「市民祭あしずりまつり」についてであります。

去る8月5日、新型コロナウイルス感染症5類移行後の大きなイベントとなる市民祭あしずりまつりを、昨年度に引き続き、規模を縮小して開催しました。開催当日は、保育園児による太鼓の演奏や、清水中学校音楽部によるステージで幕が開き、ずらりと並ぶ屋台村のにぎやかな雰囲気の中、約6,500発の花火が打ち上げられました。花火会場である清水港は、花火の打ち上げ場所と観客の距離が近く、三方を山に囲まれているため、音が山に反響し、体の芯まで響く臨場感あふれる花火を楽しむことができ、毎年、市内外から多くの皆様に御来場いただいております。今年も、迫力満点の頭上花火が次々と上がるたび、至るところから大きな歓声が上がり、観衆を魅了しました。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、本年5月8日から5類へ移行された後は、各地のイベントも再開され、徐々にコロナ禍前の状態へ戻りつつありますが、一方では、感染者増加など、心配される状況も続いております。マスク着用など、基本的な感染対策については個人の判断に委ねることとなりましたが、医療機関や人混みの中など、マスクの着用が効果的である場面などでは感染しない、感染させないという意識を持ち、予防することも大事だと感じております。市民の皆様におかれましても御理解、御協力をお願い申し上げます。

なお、本市の新型コロナワクチンの秋開始接種につきましては、10月2日から医療機関での個別接種を開始いたします。特設会場での集団接種につきましては、12月に実施する予定であります。対象者は、ワクチンの初回接種を完了し、追加接種を希望する生後6か月以上の

方となりますが、初回接種も引き続き実施しますので、希望される方は接種の検討をお願いいたします。特に重症化リスクが高い方は、御自身を守るためにも積極的な接種をお願い申し上げます。

次に、御寄贈の報告をいたします。

土佐清水ライオンズクラブ様から、今年も市内の赤ちゃんが誕生した御家庭に対し、「土佐清水市に生まれてくれてありがとう」の気持ちを込めて、バスタオル30枚の寄贈をいただきました。所管課を通じ、各家庭へお渡しいたします。

埼玉県在住の小倉正様から、子供たちが楽しんでくれることを希望しますとの思いから、絵本「ゆーボンとあそぼ！！」を寄贈していただきました。学童保育や放課後子ども教室等で大切に使用させていただきます。

御寄贈いただきました皆様に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告させていただきます。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、例年どおり赤字でないため、数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度から0.8ポイント改善し、16.6%で、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、昨年度から14.4ポイント改善し、65.7%で、早期健全化基準の350%を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、再生可能エネルギー事業特別会計のいずれも資金不足が生じていないため、数値が出ておりません。

引き続き、中長期的な視点で効率的な財政運営に努めてまいりますので、皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、御提案いたしました各案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

報告第6号は、参議院議員徳島・高知選挙区補欠選挙の実施に伴い、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について、8月2日付で専決処分した報告であります。議案第41号から議案第45号までは、令和5年度予算に係る補正予算案であります。

議案第41号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）」は、インバウンド向け体験型観光のコンテンツ造成事業に係る経費として700万円、観光客集客に向けた取組として、あしずり港交流拠点施設の一部を、カツオのわら焼き体験施設へ改修するための経費として462万円、総務省消防庁が実施する「令和5年度寄贈救急自動車事業」の採択を受け、寄

贈される救急自動車1台の艤装等に必要な経費として2,156万2,000円、宿毛市陸上競技場の改修事業設計費に係る補助金として44万5,000円を計上しております。

また、本年度は、豊見城市と姉妹都市を締結し、30年目に当たることから、豊見城市において記念行事を実施するための経費として68万4,000円を計上しております。

このほか、4月の人事異動に伴う人件費の減額補正として2,755万1,000円、財政調整基金積立金1億2,500万円など、歳入歳出それぞれ合計で1億4,196万2,000円を補正計上し、一般会計予算総額は、103億2,207万3,000円となります。

特別会計では、4会計につきまして、補正予算案を計上させていただきました。

議案第42号「令和5年土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、本年4月の人事異動に伴う人件費のほか、令和4年度の事業費確定に伴う返還金等を計上しております。

議案第43号「令和5年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第44号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）」及び議案第45号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）」では、本年4月の人事異動等に伴う人件費の補正予算を計上しております。

議案第46号から議案第52号までの7件は、令和4年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第53号は、企業版ふるさと納税制度により、企業から御寄附いただいた寄附金を積み立てることができるよう、新たに基金を創設するため、条例を制定するものであります。

議案第54号は、会計年度任用職員の給与改正について、正規職員と同様の取扱いとするよう、条例の一部を改正するものであります。

議案第55号は、令和5年4月1日から個人情報保護制度が一つの法律に統合され、土佐清水市個人情報保護条例を令和5年3月31日をもって廃止したことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第56号は、令和5年2月21日、消防法施行規則及び総務省消防庁の省令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての説明を終わります。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作田喜秋君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。よって、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

報告第6号「専決処分した事件の報告について(令和5年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号)について)」の報告1件及び議案第41号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」並びに議案第43号「令和5年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」から議案第45号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算(第1号)について」までの議案4件、計5件について説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君登壇)

○企画財政課長(横山英幸君) おはようございます。

まず、報告第6号「専決処分した事件の報告について(令和5年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号)について)」の御説明をいたします。

当該補正予算につきましては、令和5年10月22日に執行されます、参議院議員補欠選挙に係る経費につきまして、地方自治法第180条第1項の規定による「市長の専決処分事項」であることから、8月2日付で専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

歳出から、御説明をいたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

2款4項7目参議院議員選挙費、1節報酬から8節旅費までの計1,064万4,000円は、投票管理者や投票立会人等に対する報酬、交通費のほか、選挙事務に係る職員手当や会計年度任用職員の人件費を計上しております。

10節需用費186万8,000円及び11節役務費147万8,000円は、事務用品や投票用紙等の購入・印刷費用及び郵便料などの事務経費を計上しております。

12節委託料100万円は、選挙ポスター掲示板の設置・管理・撤去業務に係る委託料を、13節使用料及び賃借料160万8,000円は・・・

○議長(作田喜秋君) すみません、暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(作田喜秋君) 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、議案の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君登壇)

○企画財政課長（横山英幸君） それでは説明いたします。

報告第6号「専決処分した事件の報告について（令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について）」、御説明をいたします。

当該補正予算につきましては、令和5年10月22日に執行されます、参議院議員補欠選挙に係る経費につきまして、地方自治法第180条第1項の規定による「市長の専決処分事項」であることから、8月2日付で専決処分をいたしましたので、これを報告するものであります。

歳出から、御説明をいたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

2款4項7目参議院議員選挙費、1節報酬から8節旅費までの計1,064万4,000円は、投票管理者や投票立会人等に対する報酬、交通費のほか、選挙事務に係る職員手当や会計年度任用職員の人件費を計上しております。

10節需用費186万8,000円及び11節役務費147万8,000円は、事務用品や投票用紙等の購入・印刷費用及び郵便料などの事務経費を計上しております。

12節委託料100万円は、選挙ポスター掲示板の設置・管理・撤去業務に係る委託料を、13節使用料及び賃借料160万8,000円は、投票所の会場借上料や、投票用紙の読み取り機などのリース料等を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

当該補正予算の財源といたしまして、14款3項1目3節参議院議員選挙委託金を歳出予算と同額の、1,659万8,000円計上しております。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,659万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は、101億8,011万1,000円となります。

以上で、報告第6号、令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

続きまして、議案第41号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」、御説明をいたします。

歳出から、御説明いたします。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

初めに、各目に計上をいたしました1節報酬から4節共済費及び8節旅費のうち、費用弁償（人事係分）につきましては、本年4月の人事異動による、現在の職員配置及び職員数に伴う人件費及び交通費の補正でありますので、説明は省略をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費、7 節報償費 2 0 万 3, 0 0 0 円は、本年 1 1 月に本市で開催予定の、幡多三市議会議員研修会において、講師を招聘する費用を計上するものであります。

2 款 1 項 7 目企画振興費、8 節旅費から 1 3 節使用料及び賃借料までの計 6 8 万 4, 0 0 0 円は、沖縄県豊見城市との姉妹都市締結から本年が 3 0 周年の年に当たることから、豊見城市での記念事業に参加する費用を計上するもので、6 人分の旅費のほか、現地での移動のための、タクシー代やレンタカーの借上料などを計上しております。詳細につきましては、「予算審議における事業説明書」1 ページを御参照願います。

1 6 ページをお願いいたします。

同じく、2 款 1 項 7 目企画振興費、1 8 節負担金、補助及び交付金、集落整備事業補助金 5 0 万円は、老朽化した大岐地区の有線放送設備の改修に要する費用の 2 分の 1 を補助するものであります。

9 目交通安全対策費、1 7 節備品購入費 8 7 万 9, 0 0 0 円は、既存車両の老朽化に伴い、交通安全指導車の更新費用を、当初予算に計上しておりますが、資材費や工賃の高騰のほか、更新する車両をガソリン車からハイブリッド車へ変更したことなどにより、予算の不足分を計上するものであります。

1 1 目情報企画費、1 1 節役務費から 1 3 節使用料及び賃借料につきましては、行政情報用パソコンの更新に係る予算の組み替えのほか、本年度より直営となった地域包括支援センターの行政情報等のネットワーク回線の追加費用や、当初予算に計上した市職員の出退勤などの労務管理に関する業務を効率化するための「庶務管理システム」の導入に必要となる、モバイル回線の追加費用などを計上するものであります。

1 4 節工事請負費 4 1 万 8, 0 0 0 円は、議会用タブレットシステムの導入などに伴い、市役所庁舎内の LAN ケーブルの配線工事を行う費用を計上するものであります。

1 7 ページをお願いいたします。

同じく、2 款 1 項 1 1 目情報企画費、1 8 節負担金、補助及び交付金、情報通信機器導入費補助金 3 2 万 3, 0 0 0 円は、光ファイバーの整備が困難であった地域住民に対し、無線 W i - F i ルーター等の導入費用を補助する予算を計上しておりますが、本年度は申請数が例年より多い状況にあるため、予算を増額するものであります。

1 2 目がんばる地方推進費、1 8 節負担金、補助及び交付金、移住促進支援交付金 1 0 0 万円は、東京 2 3 区または東京圏から移住し、高知県が認定する企業に就職またはテレワーク移住されるなど、一定の条件をクリアした移住世帯に支給する支援金を計上するものであります。なお、本支援制度は、高知県内の全ての市町村で実施をされており、本市で初めて本給付金の対象となる世帯があることから、今回計上するものであります。財源につきましては、県支出

金を見込んでおります。

1 3 目財政管理費、2 4 節積立金1 億2, 5 0 0 万円は、地方財政法の規定に基づき、令和4 年度決算の実質収支額の、2 分の1 以上を財政調整基金に積み立てるものであります。

2 款2 項1 目賦課徴収費、1 2 節委託料1 6 9 万3, 0 0 0 円は、税制改正に伴い、個人住民税の特別徴収事務の一部を電子化するためのシステム改修費用を計上するものであります。詳細につきましては、「予算審議における事業説明書」2 ページを御参照願います。

1 9 ページをお願いいたします。

3 款1 項1 目社会福祉総務費、1 8 節負担金、補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金6 5 万円は、5 月補正予算におきまして、低所得の子育て世帯等に対し、児童1 人当たり5 万円を給付する予算を計上しておりますが、令和5 年度の非課税世帯についても、本給付金の対象要件として追加されたことに伴い、追加計上するものであります。財源につきましては、全額、国庫支出金が充当されます。

3 目老人福祉費、2 7 節繰出金4 5 万6, 0 0 0 円の減額につきましては、特別養護老人ホームしおさい特別会計における人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

7 目介護保険対策費、2 7 節繰出金5 1 万1, 0 0 0 円及び、8 目社会長寿費、2 7 節繰出金2 1 1 万3, 0 0 0 円の減額につきましては、介護保険特別会計における人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を変更するものであります。

2 0 ページをお願いいたします。

3 款2 項4 目家庭児童相談費、1 2 節委託料2 2 万円は、諸事情により、一時的に児童福祉施設等において、児童の受入れ（ショートステイ）を行う子育て短期支援事業の利用者増に伴い、委託料を増額するものであります。財源につきましては、国及び県支出金を見込んでおります。

2 1 ページをお願いいたします。

4 款1 項1 目保健衛生総務費、1 2 節委託料7 3 万9, 0 0 0 円は、令和6 年度から開始される第4 期特定健診・特定保健指導に対応するため、既存の保健衛生システムを改修する費用を計上するものであります。

3 目健康増進事業費、2 7 節繰出金3 7 9 万円の減額につきましては、後期高齢者医療特別会計における人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

2 2 ページをお願いいたします。

5 款2 項1 目林業総務費、1 8 節負担金、補助及び交付金につきましては、県の事業再編に伴い、これまでの緊急間伐総合支援事業は廃止され、新たに複数の事業を統合する形でみどり

の環境整備支援事業として再編されたことによる補正予算となっております。

23ページをお願いいたします。

5款3項1目水産業総務費、10節需用費25万3,000円は、足摺黒潮市場の浄化槽修繕費用を計上するものであります。

18節負担金、補助及び交付金のうち、水産業振興事業費補助金82万5,000円は、高知県漁協下ノ加江支所における船揚場のレール取替えに係る費用の2分の1を補助するものであります。同じく、18節負担金、補助及び交付金のうち、沿岸漁業設備投資促進事業費補助金99万8,000円は、漁業者の経営安定・効率化を図るため、漁業者が新たに導入する漁船エンジンの購入に対し、補助を行うものであります。

3目漁港建設費、10節需用費125万7,000円は、市管理漁港の修繕料を増額するものであります。

12節委託料60万円は、小浜漁港に放置されている廃船処理に係る費用を計上するものであります。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。

24ページをお願いいたします。

6款1項3目観光振興費、12節委託料、体験型観光等強化事業700万円は、本市の既存の観光商品のインバウンド化を図るもので、外国人向けにサイクリングツアーのほか、清水さばや宗田節をおいしく味わえる1泊2日の体験ツアーをつくり上げる費用を計上するものであります。財源につきましては、観光庁から業務を委託された民間事業者からの補助金を見込んでおります。詳細につきましては、「予算審議における事業説明書」3ページを御参照願います。

18節負担金、補助及び交付金のうち、幡多広域観光協議会運営費負担金197万8,000円は、幡多6か市町村で、インバウンド観光に取り組む費用を計上するものであります。詳細につきましては、「予算審議における事業説明書」4ページを御参照願います。

同じく、18節負担金、補助及び交付金のうち、観光振興推進総合支援事業費補助金147万円は、外国人観光客の受入れ環境整備に対する補助金を計上するもので、旭町の「ホテルしみず」の客室のウォシュレット化のほか、ホームページ等の多言語化を行うものであります。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。

4目観光商工施設費、14節工事請負費462万円は、あしずり港交流拠点施設「海の駅」におきまして、カツオのわら焼き体験ができるよう、施設の一部を改修する費用を計上するものであります。財源につきましては、観光庁から業務を委託された民間事業者からの補助金を見込んでおります。

26ページをお願いいたします。

7 款 5 項 1 目住宅管理費、1 0 節需用費 3 5 0 万円は、市営住宅の維持修繕に要する費用を増額するものであります。

8 款 1 項 4 目消防施設費につきましては、このたび、総務省（消防庁）の寄贈事業の採択を受け、救急車両を寄贈されることとなったことに伴い、高規格救急車両として活用するため、寄贈の対象とならない部分について、今回予算計上するものであります。1 1 節役務費には、車両の登録費用や輸送費などを計上し、1 2 節委託料は、各種部品や装備のほか、電動ストレッチャーシステムの取付けなど、艤装費用を計上しております。

1 7 節備品購入費には、人工呼吸器などの資機材を搭載する費用を、2 6 節公課費は、自動車重量税を計上するものであります。

2 7 ページをお願いいたします。

9 款 2 項 2 目教育振興費、1 8 節負担金、補助及び交付金、小学校体育連盟補助金 2 2 万 2, 0 0 0 円は、6 月補正予算で増額した中学校体育連盟と同様、市内の小中学校陸上記録会等での児童輸送に係るバスの借上料を増額するものであります。

2 8 ページをお願いいたします。

9 款 5 項 1 目保健体育費、1 8 節負担金、補助及び交付金 4 4 万 5, 0 0 0 円は、幡多地域で唯一の日本陸連公認陸上競技場であります宿毛市陸上競技場におきまして、トラック走路の一部が地盤沈下していることから、公認陸上競技場として認可されない事態となり、認可に向け、宿毛市が、高知県及び幡多管内の市町村から補助を受け、施設改修を行うこととなったことに伴い、本市負担分の予算を計上するものであります。なお、今回計上するのは、設計費用に対する予算であります。詳細につきましては、「予算審議における事業説明書」5 ページを御参照願います。

次に、歳入について御説明をいたします。

1 3 ページをお願いいたします。

1 4 款 2 項国庫補助金から、1 4 ページの 1 5 款 2 項県補助金及び 2 0 款 4 項雑入につきましては、歳出予算の財源といたしまして、その補助率等に基づき計上しているほか、一部予算の組み替えを行っております。

同じく、1 4 ページの 1 9 款 1 項 1 目繰越金 1 億 3, 0 8 2 万 9, 0 0 0 円は、今回の補正予算に要する一般財源として計上するものであります。

9 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費につきましては、交通安全指導車購入において、現時点で既に、年度内の納車が見込めないことから、翌年度に繰越しして使用できる予算の限度額を定めるものであります。

1 ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,196万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は103億2,207万3,000円となります。

以上で、令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

次に、議案第43号「令和5年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、御説明をいたします。

歳入歳出を一括して説明をいたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

まず歳出、1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費の計379万円の減額は、本年4月の人事異動による、現在の職員配置に伴い、人件費を減額するものであります。

歳入、4款1項3目その他一般会計繰入金379万円の減額につきましては、今回の歳出予算に伴う減額調整を行うものであります。

1 ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ379万円を減額し、歳入歳出予算の総額は3億2,007万円となります。

以上で、令和5年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第44号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）について」、御説明をいたします。

歳入歳出一括して説明をいたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

まず歳出、1款1項1目施設介護サービス管理費、1節報酬から8節旅費までの計275万9,000円の減額及び、3款1項1目短期入所生活介護事業費、2節給料から4節共済費の計230万3,000円は、本年4月の人事異動による、現在の職員配置に伴い、人件費及び交通費を変更するものであります。

歳入、6款1項2目一般会計繰入金45万6,000円の減額につきましては、今回の歳出予算に伴う減額調整を行うものであります。

1 ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は4億3,182万円となります。

以上で、令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第45号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」、御説明いたします。

補正予算書の4ページから5ページをお願いいたします。

4ページ下段の、2収益的支出の、1款1項営業費用206万4,000円の減額及び、5ページ下段の、4資本的支出の、1款1項建設改良費59万6,000円の減額は、本年4月の人事異動による、現在の職員配置に伴い、人件費を減額するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、収益的支出の予定額は、206万4,000円を減額し、2億9,849万6,000円となります。

また、資本的支出の予定額は、59万6,000円を減額し、2億6,895万9,000円となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,195万9,000円は、過年度分当年度分損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填するものといたします。

以上で、令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

以上、私からの説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 次に、議案第42号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君登壇）

○健康推進課長（竹池 亮君） 私からは、議案第42号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、御説明申し上げます。

補正予算書の10ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。

1款1項1目一般管理費の51万5,000円の増額及び1款3項2目認定調査等費の4,000円の減額は、本年4月の人事異動に伴う人件費について補正計上するものであります。

4款2項1目、一般介護予防事業費の79万3,000円の増額は、会計年度任用職員の雇用について、事務職から看護師へ変更となったことなどから、その差額について補正計上するものであります。

11ページをお願いいたします。

4款3項1目包括的支援事業費の626万8,000円の減額は、地域包括支援センターの体制を職員10名として予算計上しておりましたが、採用辞退及び会計年度任用職員による雇用となったことなどから、その差額について減額補正するものであります。

6 款 1 項 3 目 2 2 節償還金、利子及び割引料の 6, 7 9 5 万 4, 0 0 0 円は、令和 4 年度の介護給付費の確定により、既に交付されている介護給付費負担金との差額及び令和 4 年度の地域支援事業費の確定により、既に交付されている地域支援事業交付金との差額を国及び県に返還するものであります。

次に、8 ページの歳入をお願いいたします。

3 款 2 項 2 目及び 3 目地域支援事業交付金（国庫分）2 2 5 万 5, 0 0 0 円の減額、5 款 2 項 1 目及び 2 目地域支援事業交付金（県分）1 1 0 万 7, 0 0 0 円の減額、9 ページに移りまして、7 款 1 項 2 目及び 3 目の地域支援事業繰入金並びに、5 目その他一般会計繰入金 1 6 0 万 2, 0 0 0 円の減額は、職員人件費の増減に伴う財源調整によるものであります。

8 ページに戻りまして、4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 1 8 3 万 3, 0 0 0 円の減額及び 2 目地域支援事業支援交付金 1 5 8 万 7, 0 0 0 円の増額は、令和 4 年度介護給付費及び事業費の確定により、その差額を今年度の交付金で調整するためのものであります。

9 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目繰越金 6, 8 2 0 万円は、令和 4 年度介護給付費及び地域支援事業費の確定により、その差額を国及び県へ返還するため、令和 4 年度繰越金を計上するものであります。

それでは 1 ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6, 2 9 9 万円を追加し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 1 億 3, 4 8 7 万 3, 0 0 0 円となります。

以上、議案第 4 2 号「令和 5 年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（作田喜秋君） 次に、議案第 5 3 号「土佐清水市企業版ふるさと納税基金条例の制定について」から議案第 5 6 号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案 4 件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 東 直能君登壇）

○総務課長（東 直能君） それでは、今会議に御提案申し上げました各案件につきまして、議案つづりにより、御説明いたします。

議案つづり 1 4 ページから 1 5 ページまでをお願いいたします。

議案第 5 3 号「土佐清水市企業版ふるさと納税基金条例の制定について」

本案は、地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な経費に充てるため、土佐清水市企業版

ふるさと納税基金を設置するため基金条例を新たに制定するものであります。

続きまして、議案つづり 16 ページから 17 ページまでをお願いいたします。

議案第 54 号「土佐清水市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本案は、本年 3 月、人事院から国家公務員の非常勤職員の給与に関し、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、非常勤職員の給与に関する指針を改正し、「給与法等の改正により常勤職員の給与が改定された場合における非常勤職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定するよう努める」旨を新たに追加されたことを受けて、本市のフルタイム会計年度任用職員の給与改定も国家公務員の非常勤職員と同様の取扱いとすべく、条例上の給与改定に関する特例規程を削除し、職員と同様に給与改定が行われるよう条例を改正するものであります。

続いて、議案つづり 18 ページから 19 ページまでをお願いいたします。

議案第 55 号「土佐清水市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」

本案は、個人情報保護制度が保護法の下に一元化されたことに伴い、土佐清水市個人情報保護条例が今年 3 月末をもって廃止され、当該条例を引用規定している債権管理条例について引用部分を削除する条例改正を行うもので、具体的には、債権管理条例第 6 条に規定する債務者の情報提供に関し、現在は廃止された個人情報保護条例の実施機関の規定を引用する箇所を削除するものであります。

続きまして、議案つづり 20 ページから 22 ページまでをお願いいたします。

議案第 56 号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和 5 年 2 月 21 日に公布され、省令に規定されている急速充電設備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うこととなったことに伴い、土佐清水市火災予防条例の改正を行うものであります。

以上につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（作田喜秋君） 以上で、予算案及び条例案等に対する内容説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9 月 19 日、午前 10 時に再開いたします。

なお、質疑及び一般質問の通告の期限は、9 月 13 日午前 11 時でありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前 11 時 45 分 散 会